江戸川区意見表明等支援事業事業者評価基準			
区分	番号	評価項目	評価基準
一次審査（書類審査）	1	子どもの権利擁護に関する基本的な理解	子どもの権利擁護について十分な理解があり、適切な業務遂行能力が認められるか。
	2	実施体制	事業の実施に際し、十分な意見表明等支援員が確保されており、支援員へのスーパーバイズ体制が整えられているか。
			スーパーバイザーについて、意見表明等支援事業の十分な経験年数があるか。
	3	事業内容	意見表明等支援事業又は類似する事業について、これまで委託等の実績があるか。
			意見表明等支援の方法や実施頻度について、創意工夫がされているか。 また、交流形式については子どもが穏やかな雰囲気の中で意見表明できる方法となっているか。
			子どもからの意見聴取後の対応は明確かつ妥当なものとなっているか。
			支援員の臨時訪問に関する体制は適切であるか。
			子どもの権利擁護等に関する広報物は効果的な内容となっているか。
			事務局と支援員、スーパーバイザーとの連絡調整機能、市への報告や協議を行う機能を設ける旨が明確に記載されているか。
	4	人材育成	支援員の養成研修の内容について、国の意見表明等支援員の養成のためのガイドラインの示す基準に沿った継続的な育成体制があるか。
	5	個人情報管理	個人情報の管理について、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令に基づいた管理体制を構築しているか。
	6	見積額	税込み 11,567 千円以下（６点） 11,567 千円から見積額が 1,000 千円減るごとに２点加算し、2,000 千円を超える場合は 10 点とする。
二次審査	7	プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容が分かりやすく説得力があるか。
			区の質疑への応答が的確であるか。
			本業務に対する取組意欲が説明や質疑応答から読み取れるか。